

あいりん児童健全育成事業委託 公募型プロポーザル募集要項

1 案件名称

あいりん児童健全育成事業業務委託（長期継続）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

この事業は、あいりん地域及びその周辺の児童に、健全な遊びと活動の拠点を与えるとともに、児童及びその保護者に必要な相談、助言及び指導等の支援を包括的に行うことにより、児童を健全に育成し、児童の健康を増進し、及び児童の情操を豊かにすることを目的とする事業であり、本市が児童福祉法第6条の3第20項の「児童育成支援拠点事業」として実施するものである。

(2) 対象者

原則としてあいりん地域及びその周辺に居住する18歳までの児童とその保護者とする。

(3) 実施場所

大阪市西成区花園北2丁目16番26号

もと弘治小学校（職員室97.46m²及び校長室31.81m²）※別図のとおり

(4) 業務内容

実施場所において、対象者に対する支援拠点を開設し、以下に掲げる事業を行うこと。

ア 児童健全育成事業

保護者の傷病、入院、災害、事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、支援が必要となる児童等に、事業実施場所においてその居場所を提供し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第39条（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）に準ずる遊びの指導、生活指導、学習の支援、食事の提供及び課外活動の提供並びに必要に応じた児童への送迎支援を行う。

イ 児童及びその保護者に対する相談援助

児童の家庭訪問及び地域の巡回相談を行い、児童の指導に必要な調査及

び保護者に対して児童の養育のため必要な指導、助言を行う。

(5) 開設日

週6日（祝日、12月29日から1月3日まで及び発注者が認めた日を除く）

※ 原則として、曜日を定めて実施すること。

(6) 開設時間

ア 学校の授業の休業日（土日、長期休暇期間）

1日8時間以上かつ午前中から開所すること

イ ア以外の日

1日6時間以上かつ午後6時を超えて開所すること

(7) 職員配置

以下のア～エのとおり、支援員その他の直接児童児童の処遇に当たる職員（以下、「事業担当職員」という）を配置すること。

ア 事業担当職員のうち1人以上は、常勤職員とする。

イ 利用児童がいる時間帯については、2人以上の事業担当職員を配置する。

ウ 事業担当職員のなかから他の支援員の指導及び調整並びに関係機関との連携等を行う管理者1名を置く。

エ 事業担当職員のうち1人以上は次の各号のいずれかに掲げる者とする。

（ア）設備運営基準第43条第1項各号のいずれかに該当する児童指導員

（イ）保育士

（ウ）社会福祉士

（エ）精神保健福祉士

（オ）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

（カ）児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者

（キ）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

(8) その他実施場所の維持管理について

- ア 発注者は実施場所を無償で受注者に使用させるものとし、受注者は、善良なる管理者の注意をもって使用すること。
- イ 受注者及び本事業の利用者は、西校舎1階のトイレを使用できるものとし、当該トイレについては、受注者が自らの負担で清掃等の日常的な維持管理を行うこと。
- ウ 運動場については、ほかの利用に供していない場合に限り受注者が利用できるものとする。
- エ 実施場所の管理に係る業務のうち、別表に掲げる業務については発注者が費用を負担のうえ実施するが、受注者は立ち合いや利用者の調整等の必要な対応を行うこと。
- オ 光熱水費については、以下の額を受注者が負担すること（もと弘治小学校は、生活指導サポートセンターとの複合施設となるため、施設全体の使用料ではなく、一部のみの負担となる）。

電気	施設全体でかかった使用料金の 20% (ただし、3月分は前年3月分と同額とする。)
ガス	施設全体でかかった使用料金の 20% (ただし、3月分は前年3月分と同額とする。)
水道	年額 19,536 円（※予定） (※使用水量を月 8 m ³ とみなした使用料とする。)

3 契約に関する事項

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日（2年間）

※ 委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと大阪市が認めるときは、委託を取り消す。この場合、事業者の損害に対しては、市は賠償しない。また、取消しに伴う大阪市の損害について、事業者に損害賠償を請求することがある。

(2) 契約金額

金 45,180,000 円（2年間合計。1年あたり 22,590,000 円）

※ なお、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの委託料については、

国が発出する「令和8年度子ども・子育て支援交付金」の「児童育成支援拠点事業」にかかる国庫補助基準額の変更に準じて見直しを行う。

(3) 契約方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、業務委託仕様書及び応募書類に基づき確定する。

ただし、契約の締結に際して、業務委託仕様書及び企画提案書の内容が実施できない等、応募書類に虚偽又は不実の記載があった場合は、契約締結をしない。これに加えて、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、事業実施の遅れ等、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(4) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うことを原則とする。ただし、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、業務委託料の前払いを請求することができるものとする。

(5) 業務委託契約書案

別紙「業務委託契約書」のとおり

ただし、契約の締結は、令和8年度予算が発効したときとする。

(6) 契約保証金

ア 契約保証金

大阪市契約規則第37条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 保証人

不要

(7) 再委託について

ア 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。なお、主たる部分とは、次の各号に掲げるものをいうこととする。

（ア）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（イ）児童及びその保護者に対する指導、相談及び援助等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの

簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（8）その他

委託契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、評価点が一定の得点に満たなかった者を除く。

4 応募資格、必要な資格、許認可等

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) プロポーザル参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務

を有する者に限る)

- (4) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

5 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始・質問受付開始	令和8年1月6日（火）
説明会	令和8年1月16日（金）
質問受付締切	令和8年1月21日（水）
質問に対する回答	令和8年1月28日（水）
応募書類の提出期間	令和8年1月29日（木）から 令和8年2月6日（金）
プレゼンテーション開催	令和8年2月中旬
選定結果通知	令和8年2月下旬
契約締結・業務開始	令和8年4月1日（水）

6 質問および応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月21日（水）午後5時まで

イ 提出方法等

様式7「質問票」を電子メールに添付し、件名を「【質問票添付】あいりん児童健全育成事業業務委託」として、「8 提出先、問合せ先」宛て送付すること。

ウ 回答

令和8年1月28日（水）迄にホームページにおいて回答を掲載する。

(2) 説明会

説明会を令和8年1月16日（金）午後1時30分からもと弘治小学校多目的室において実施します（説明会に参加しなくても応募は可能です）。参加には事前申し込みが必要です。参加を希望される場合は、説明会参加申込書（様式8）に必要事項を記載のうえ、令和8年1月14日（水）午後5時までにFAX又は電子メールでお申し込みください。実施場所は施錠されていますので、申込みいただいた方に個別に集合時間等を連絡します。

申込先：大阪市こども青少年局子育て支援部管理課
〔 F A X : 0 6 - 6 2 0 2 - 6 9 6 3
　　電子メール：fb0007@city.osaka.lg.jp 〕

(3) 応募書類の提出

ア 受付期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月6日（金）

10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、配付・受付等は、いずれも土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する国民の祝日は行わない。

イ 提出書類

以下の【提出書類】を提出すること。

【提出書類】

(1) あいりん児童健全育成事業応募申請書	様式1
(2) あいりん児童健全育成事業委託事業者選定申請にかかる誓約書	様式2
(3) 法人概要	様式3
(4) 法人定款または寄附行為	
(5) 法人役員の名簿、評議員会を設置している場合はその名簿	
(6) 直近の事業年度の以下の書類 ①社会福祉法人の場合 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告 ・財産目録 ②N P O 法人の場合 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・事業報告書	任意 様式

<p>③一般社団法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書 ・貸借対照表 ・事業報告 ・財産目録（作成している場合） <p>④株式会社の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・事業報告 ・財産目録（作成している場合） <p>※法人種別が上記以外の場合は個別にご相談ください。</p>	
(7) 児童健全育成に関する事業又はそれに類する事業の実績	様式4
(8) 様式4に関する事業の実績報告書等(直近事業年度のもの)	任意様式
(9) あいりん児童健全育成事業実施計画書	様式5
(10) あいりん児童健全育成事業収支予算書	様式6
(11) 印鑑証明書	証明書 (原本)
(12) 登記簿謄本または登記事項証明書	
(13) 直近の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）	
(14) 直近の本店所在地の法人市町村民税の納税証明書(提出日において発行の日から3か月以内のもの) ただし非課税等の理由により納税証明書が発行されない場合は、その旨を記載した理由書（様式は任意であるが、(11)の印鑑証明書の印が押印されたものであること。）	
(15) 選定結果通知用封筒一式（長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（320円）を貼付したもの）を1通	封筒

※A4判で両面印刷とし、提出書類の番号毎にインデックス〔(1)～(15)と記載〕を付けて提出すること。

ウ 提出部数

- ・正本1部（事業者名を記入しているもの）

- ・副本7部（事業者名や事業者が特定される表現がないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの）

エ 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時

オ 提出方法等

紙書類の提出について、持参・郵送は間わない。持参の場合は必ず事前に来庁日時を電話により予約のうえ、「8 提出先、問合せ先」へ持ち込みにて提出すること。郵送により提出する場合は、前もって担当に電話連絡することとし、期限内に必着のこと。

カ 応募上の注意事項

- (ア) 押印欄を設けている書類については、すべて、提出した印鑑証明書と同一の印鑑を押印すること。
- (イ) 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (ウ) 応募に要する経費は、申請法人等の負担とする。
- (エ) 法人から提出された申請書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、大阪市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。
- (オ) 提出後に辞退する際には、辞退届を提出すること。（任意様式）
- (カ) 提出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の申請は無効とする。

7 選定に関する事項

(1) 採点基準

参加資格を満たすものから提出された申請書類等を選定会議で以下の【採点基準】に基づき公平かつ客観的に審査し、優れた提案者を契約の相手方として決定する。

【採点基準】

評価項目	配点
------	----

	基準点
1 法人の適格性	15.0
(1) 運営状況	6.0
(2) 同種事業の実績、法人の強み・メリット	9.0
2 事業趣旨・目的の理解	10.0
3 事業実施内容	75.0
(1) 児童に対する支援の内容、考え方	25.0
(2) 保護者に対する支援の内容、考え方	15.0
(3) 社会資源との連携・協力	8.0
(4) 実施体制	8.0
(5) 実施日時	7.0
(6) その他（広報、利用者意見の反映、安全確保）	7.0
(7) 収支予算	5.0
合 計	100.0

（2）選定方法

- ア 審査は学識経験者等から構成される選定会議において行う。
- イ 選定委員は、採点基準に沿って提出書類の審査及びヒアリングにより総合的に審査を行う。
- ウ ヒアリングの実施日時及び場所については後日連絡を行う。ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外する。
- エ ヒアリングにあたっては、法人の概要を説明できる者及び実際に本事業に携わる者が出席すること。
- オ 参加者数が1事業者であった場合は、事業者としての適格性を審査する。
- カ 事業者は、選定会議の意見を受けて、本市が決定する。
- キ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじで選定事業者を決定する。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接間接を問わず、接触を求めること。
 - イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後すみやかに、全ての参加事業者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 提出先、問合せ先

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（子育て支援グループ）

担当 中島・窪

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎2階

電話番号：06-6208-8111

電子メール：fb0007@city.osaka.lg.jp

【参考】過去の実績等

1 利用実績 (単位：人)

年度	登録 児童数	利用者(児童)				利用者 (大人)	利用者 合計
		幼児	小学校	中高生	計		
平成 28	274	1,083	8,785	3,601	13,469	3,530	16,999
平成 29	389	720	6,831	2,116	9,667	4,188	13,855
平成 30	452	596	7,216	902	8,714	5,475	14,189
令和元	412	596	7,216	902	8,714	5,475	14,189
令和 2	311	234	3,436	431	4,101	2,915	7,016
令和 3	188	177	2,740	203	3,120	1,646	4,766
令和 4	282	215	4,082	284	4,581	2,191	6,772
令和 5	714	328	6,729	512	7,569	4,495	12,064
令和 6	387	351	6,638	735	7,724	5,263	12,987

2 開設日時（令和7年度）

(1) 曜日

月～土曜日

(2) 時間

ア 月曜日～金曜日（長期休暇中を除く）

午前 11 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

イ 土曜日、長期休暇中

午前 10 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

3 電気・ガスの過去の使用料金

※ 下記は施設全体分でなく、施設全体の 20% の金額（過去の受注者が負担した金額）です。

電気	R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
		29,912	28,168	32,410	41,885	45,648	49,297	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		35,913	35,250	41,819	43,039	48,199	36,284	467,824
R5	R5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
		33,831	31,882	33,300	39,877	39,713	39,732	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		31,876	30,401	32,759	32,637	36,272	33,599	415,879
R6	R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
		29,330	29,326	33,675	38,970	43,258	45,626	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		34,863	33,568	37,550	38,091	42,636	35,307	442,200

ガス	R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
		2,922	656	579	1,332	5,153	847	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		2,296	1,301	1,430	6,497	5,355	6,081	34,449
R5	R5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
		916	702	648	997	4,045	1,813	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		2,501	665	666	2,351	3,496	3,389	22,189
R6	R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
		3,547	842	542	1,275	2,523	2,738	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		2,134	880	666	4,339	3,990	4,509	27,985

(別図)

